

## 豊田市立小・中・特別支援学校 外国人英語指導講師配置業務委託プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

第一言語が英語または母国の公用語が英語の外国人英語指導講師の生きた英語を通して、言語や文化について児童生徒の理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

### 2 契約の概要

豊田市立小・中・特別支援学校に第一言語が英語または母国の公用語が英語の外国人英語指導講師を配置し、外国語活動又は外国語（英語）教育を行う。（詳細は、別紙「豊田市立小・中・特別支援学校 外国人英語指導講師配置業務委託仕様書」のとおり）

### 3 提案限度額

440,300,000円（消費税込み）

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

（契約日の翌日から令和3年3月31日までは準備期間とする。）

### 5 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和2・3年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、【実施要領 別紙】に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- （7）公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
  - ア 愛知県内に契約締結先を有する者であること。
  - イ 平成27年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）又は官公庁に準ずる公共的団体（学校法人等）発注の外国人英語指導講師配置業務で元請として単年度あたりの税込金額4,000万円以上の履行実績を有する者であること。

## 6 選考日程

### (1) 全体スケジュール

- 1 1月 9日 (月) 業者選定審査会による方式の決定
- 1 1月10日 (火) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 1 1月10日 (火) 業務説明資料等の交付開始
- 1 1月26日 (木) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 1 1月27日 (金) 参加資格確認通知書の送付
- 1 2月 4日 (金) 質問の回答期限
- 1 2月11日 (金) 提案書等の提出期限
- 1 2月22日 (火) ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 1 月18日 (月) 業者選定審査会による業者の決定
- 1 月19日 (火) 選考結果の通知
- 1 月27日 (水) 見積徴収及び契約締結

### (2) ヒアリング

- ア 日時 1 2月22日 (火) 午前9時00分～午後0時30分のうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 教育委員会会議室 (東庁舎6階)
- ウ 備考 提出された企画書等に基づき1社25分 (説明15分、質疑応答10分) のヒアリングを行う。参加者は、会社名・氏名等の紹介はしない。(コロナウイルス感染症の状況によっては、Zoomによるオンライン会議の可能性もあり)。  
全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 7 選考委員

- 委員長 加納 誠司 (愛知教育大学 教授)
- 副委員長 三浦 法雄 (教育部 副部長)
- 委員 岩月 章 (学校教育課 課長)
- 川北 尚志 (教育政策課 課長)
- 瀬古 幸弘 (学校教育課 主幹)
- 浮洲 京子 (上鷹見小学校長、市教研外国語部 小学校部会長)
- 安藤 信之 (稲武中学校長、市教研外国語部 中学校部会長)

## 8 提案書等の提出書類

下記の(1)～(3)については所定の様式、(4)～(9)についてはA4サイズ両面印刷8枚以内(見積書及び積算内訳書を除く)で記載する(提出部数は正本1部、副本8部)。

※副本には社名・ロゴ等は記載しない。

### (1) 県内の公立小・中学校への外国人英語指導講師配置業務の実績

- ア 契約している自治体数
- イ 外国人英語指導講師の人数

※参考資料として、発注者、請負金額、契約期間を明記する。

### (2) 県外の公立小・中学校への外国人英語指導講師配置業務の実績

- ア 契約している自治体数

## イ 外国人英語指導講師の人数

### (3) 配置予定の業務責任者

配置予定の業務責任者の氏名、経歴、外国人英語指導講師配置業務の実績（業務責任者としての実績に限る）、現在の手持ち業務

### (4) 外国人英語指導講師の採用方針・配置計画

### (5) 指導カリキュラム及び教材・教具の工夫

### (6) 外国人英語指導講師に対する研修計画

### (7) 外国人英語指導講師の労務管理計画

### (8) 配置校の教員を対象とした研修計画

### (9) 学校及び教育委員会との協力体制等

### (10) 見積書、積算内訳書及び実績を確認できる書類（契約書等の写し）1部

## 9 評価基準

(1) 8(1)～(3)については事務局において採点を行い、(4)～(9)については選考委員7人による審査を行う。それらの点数と(10)から算出した価格評価の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

※詳細は別紙「評価基準」のとおり。

(2) 最高得点と同点の場合は、選考委員による審査の合計点数が高い事業者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

最低基準点 396/660点

660点 {事務局において採点(100点) + 選考委員による審査(560点)} × 0.6

## 10 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 契約の締結 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

【実施要領 別紙】

資本関係又は人的関係の該当の有無について

(1) 資本関係

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合